

令和8年第2回太子町議会定例会（第520回町議会）会議録（第3日）

令和8年3月2日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第3号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第9号）
- 3 議案第4号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第5号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 5 議案第6号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 6 議案第7号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第8号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第6号）
- 8 議案第9号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 9 議案第10号 備品購入契約の締結について（防災行政無線関係機器）
- 10 議案第11号 農村交流センターの指定管理者の指定について
- 11 議案第12号 町道路線の認定について
- 12 議案第13号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第14号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第16号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第19号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第17号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 19 議案第20号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第21号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第22号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第23号 令和8年度兵庫県太子町一般会計予算
- 23 議案第24号 令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 24 議案第25号 令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 25 議案第26号 令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 26 議案第27号 令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 27 議案第28号 令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 28 議案第29号 令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
- 29 議案第30号 工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第3号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第9号）
- 3 議案第4号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第5号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 5 議案第6号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 6 議案第7号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第8号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第6号）
- 8 議案第9号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 9 議案第10号 備品購入契約の締結について（防災行政無線関係機器）
- 10 議案第11号 農村交流センターの指定管理者の指定について
- 11 議案第12号 町道路線の認定について
- 12 議案第13号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第14号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第16号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第19号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第17号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 19 議案第20号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第21号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第22号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第23号 令和8年度兵庫県太子町一般会計予算
- 23 議案第24号 令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 24 議案第25号 令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 25 議案第26号 令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 26 議案第27号 令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 27 議案第28号 令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 28 議案第29号 令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
- 29 議案第30号 工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））

#### 会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	松浦崇志	6番	出原賢治
7番	森田哲夫	8番	玉田正典
9番	中藪清志	10番	藤澤元之介
11番	清原良典	13番	中島貞次
14番	堀卓史	15番	首藤佳隆

#### 会議に欠席した議員

なし

#### 会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	西村和佳奈		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香 代 子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	藏 屋 一 彦	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠
企画政策課長	山 崎 将	総 務 課 長	栗 田 政 知
町 民 課 長	溝 端 朋 代	生 活 環 境 課 長	角 南 博 之
高年介護課長	山 本 雅 子	上 下 水 道 事 業 所 長	友 政 貴 仁
管 理 課 長	改 野 学 由	こどもえがお課長	肥 塚 馨

(開議 午前10時10分)

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

令和8年第2回太子町議会定例会第3日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第2回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前10時10分)

(再開 午前10時40分)

○議長（首藤佳隆） 再開します。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（首藤佳隆） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等1件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和7年度1月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第3号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第9号）

○議長（首藤佳隆） 日程第2、議案第3号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中藪清志議員。

○中薮清志議員 おはようございます。

一般会計の補正予算についてですが、11ページから14ページにかけての大枠のところなのですが、予算額の大きさなどにもよるとは思うのですが、補正での減額が今年は14億8,000万円ほどありまして、昨年は5億4,000万円、一昨年は約2億5,000万円という形でした。今回のこの結果について何か要因といいますか、要因はある程度分かっているのですけれども、分析等されているようでしたらお願いします。

あと、30ページの款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節12委託料の体育館南事務所解体工事等実施設計業務委託料減額についてなのですが、これについては減額になって幾らになるのか。あと、これは僕思うのですけれども、現地も見てるのですけれども、そもそもそこまで工事設計が必要な建物だったのか、今さらの話なのですけれども、確認を取りたいと思います。

あと、32ページの款2総務費、項1総務管理費、目9交通安全対策費の節14工事請負費、道路照明柱建替工事費減額、今回の令和8年度予算にも計上されているのですけれども、工事内容と年間でどういった、どの程度の工事の実施をしているのか。

あと、ページ38ページの款3民生費、項1社会福祉費、目8保健福祉会館管理費の節14工事請負費のことについてなのですが、金額の残額の乖離も気にはなるのですけれども、入札のものだろうとは思いますが、実際にそれは置いといても、工事が——昨日も通ったときにも完全に外のフェンス等も外れてましたが——順調にいったのかどうかというところの確認をします。

それと、42ページの款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節14工事請負費、町道維持補修工事費減額については、複数件の工事をしての入札の残かと思うのですけれども、どのような工事を何件ぐらい発注したのかの確認をします。

それと最後に、ページ50ページのこちらも款10教育費、項6保健体育費、目3総合公園管理費の節14工事請負費についてなのですが、陸上競技場4種公認更新工事費減額とありますが、1回目の契約をして、その後追加工事もあったのに、ここで5,000万円の減額、また今日この後上がってくるかと思しますので、その件について一旦置いておいてもなののですけれども、何か上がったたり下がったりで、実際幾らなのだというのがややこしいなというふうに思ったので、そこでの今回こういった形になっている要因を確認したいと思います。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） 私からは、1点目の予算規模の問題と2点目の体育館南事務所の設計の関係でお答えをさせていただきます。

1点目の予算規模なのですが、大きな要因としましては3つございまして、1つは文化会館、歴史資料館の大規模改修工事に係ります事業費が入札によりまして減になったものでございます。

2点目につきましては、保健福祉会館のこの改修工事につきましても同様に入札による事業費減を今回補正させていただいたものでございます。

3点目につきましては、項で申しますと総務管理費、ここで減が出ておりますが、これはふるさと納税の関係の寄附金で、関係所要経費、寄附金に連動します所要経費の減額をしたものでございます。

続きまして、2点目です。体育館南事務所の解体工事ですが、まず額で申しますと、今回の補正額は277万円の減額で、事業費としましては、当初予算としまして640万円持っておったのですが、減額しまして、決算見込みとしましては363万円になってございます。これが必要かどうかというお話なのですけれども、あそこ、体育館の南事務所につきましては、その南側にもう道路

を挟んで住宅も張りついてございます。その中で適正に解体をしなければいけない、近隣住民の方に御迷惑をかけてはいけないということが1点と、今体育館の下に倉庫がございまして、そこににつきまして、将来的に事務所に転用できないかということも想定をしております、その設計の経費も入れてございます。解体だけではなくて、そういった設計、新たな改修の分も含めました設計をしておりますので、この事業費につきましては必要だったと判断をしております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私のほうからは、32ページの道路照明柱建替工事費減額について御説明させていただきます。

照明柱につきましては、当初5本の修繕を予定しておりましたが、入札の結果、4基修繕するということで、この205万9,000円につきましては入札残で落とすものでございます。

それから、42ページの町道維持補修工事費減額につきましてはなのですが、全部で8件執行しております、どのような工事であるかといいますと、主に舗装の修繕工事、そして側溝の修繕工事、道路改良工事というような内容で執行してございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 私のほうからは、4点目の保健福祉会館大規模改修工事費減額について御説明いたします。

予算に対しまして入札のほうが安く上がりましたので、その差額として2億4,000万円ほど減額させていただいております。工事の進捗状況でございますが、先日、2月27日に業者のほうから引取りというか、引渡しのほうを受けました。また、備品等につきましては、まだ入っていないものもございまして、一応3月26日に町民向けに、内覧会のほうも計画してございますので、進捗のほうは十分早く、普通にできておるということでございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私のほうからは、目3総合公園管理費の節14工事請負費、陸上競技場4種公認更新工事費減額について御説明申し上げます。

この工事につきましては入札で額が確定いたしまして、12月議会におきまして1回目の工法の変更につきまして変更契約をさせていただきました。本日ですけれども、追加提案させていただいております精算に係る変更契約、それを全て含めましても、この5,000万円という金額のほうは減額になるということでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 工事費等々のそういったもので積み重なっていけばそういう減額が大きくなるというのは、説明を受ければ、そのとおりだとは思いますが、今回あまりにも大きかったので、そのあたりのまた精査というのは今後もやっていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） 予算の編成につきましては、特に入札を執行する案件につきましては、当初の段階で予定価格、適正な工事規模に見合った予算額を措置しておかないと、逆にダンピングと申しまして、不当にその受注者に対して低い額での事業執行を強いることになりますので、やはりその工事の設計等踏まえて適正な予算額は措置をしたいとは考えております。ただ、

その中身におきまして費用対効果と申しますか、真に必要なものかどうかにつきましては、予算編成の段階で――議員御指摘のとおり――精査等々はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 さて、陸上競技場の件なのですけれども、従前からずっと言ってますけれども、使用料が今回上がりますが、使用料との、あと投資に対しての乖離が大きいのですので、今回、次のやつを入れても減額になるという話ではあるのですけれども、そのあたりのものは今後もしっかり考えた上で投資もしていただきたいなと思っておりますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今回の工事につきましては、開場から20年余りたちました大きな工事でしたので、こういった大きな金額になっておりますが、今後につきましては、できるだけ予防といいますか、傷みに対する予防、傷まないようにして、費用も抑えながら、皆様に使っていただきやすい、御利用していただきやすいような運営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 まず、16ページです。歳入で個人の町民税、この1億2,400万円の大きな追加があるわけですけれども、この時期にこれだけの大きな修正があったのですか。その要因を教えてくださいなと思っております。同じく固定資産税につきましてもお願いします。

それから、先ほどの中藪議員のところでもあったのですけれども、50ページになるのかな、目7会館管理費の節14工事請負費、あるいは目8歴史資料館費、目4給食センター費等々、繰越しをするのは、それはそれでいいのですけれども、大きな減額があります。これだけ大きな減額があるということは、設計の段階でどういう設計がされていたのかというのを、それから執行のほうでちゃんと管理、執行がどういうふうな状態でこれだけ大きな減額になったのかということ、この点についてお尋ねします。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 私のほうからは、16ページの個人町民税、それから固定資産税のことについてお答えさせていただきます。

まず、個人町民税でございますけれども、昨年度から引き続きまして、企業の回復基調によりまして、当初の見込みよりも個人所得が増加してるという見込みでございます。なぜこの時期なのかということでございますけれども、補正は1年通しまして、最終的に3月に例年行っておりますので、この時期ということでございます。

それから、固定資産税でございますけれども、これについては土地、それから償却資産、これに係ります当初の見込みが伸びたということでございますけれども、具体的に何が伸びたかと申し上げますと、土地につきましては商業宅地の地積増加でございます。当初の見込みよりも3万6,000平米ほど増えておりますので、このことでございます。それから、償却資産につきましては、町内の大型企業につきまして設備投資をされておりますけれども、この部分が当初の見込みよりも増加したということでございます。なぜこの時期ということについては、年1回ということですので、この時期にさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 教育委員会の管轄しております会館の工事、それから総合公園の陸上競技場等の工事につきましては、土木、それから建築共に積算図書等必要な資料に基づいて適正に設計しております。その上で、どれにつきましても入札でございますので、入札に当たりましては——先ほど池田課長の、財政課長のほうから申し上げましたとおり——適正な積算で臨むということになっておりますので、そういった予算を確保したものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 歴史資料館、この繰越しをした上に、まだなおかつ1億2,000万円の減額というような大きな減額ですね。これ、入札とか、入札残とかという問題じゃない、何かほかに要因があるんじゃないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 繰越しにつきましては、そもそもが2カ年の事業でございますので、一定の繰越しというのは発生すると思っておりますが、こちらの入札残につきましては、必要な内容を設計した上での残でございますので、このあたりにつきましては、入札の結果としか言いようがないものかと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 財政課長も答弁しましたように、設計の段階、まず予算の段階では、適正な積算をする、ダンピングの防止をするということで、防止の意味もあって、予算を計上すると。その設計によって入札を執行するのですけれども、今問題になってる歴史資料館あるいは文化会館、陸上競技場、これに限らずなのですけれども、いわゆる補助事業じゃない、町単独事業については、予定価格はもちろん設計を基に設定するのですけれども、入札の段階で最低制限価格を——土木は別にしまして、建築については現在のところ最低制限価格を設けておりません。もちろん国のほうの指導では、それなりのダンピング、下請への人件費等を不当に抑えるというのを防止するために最低制限価格というのを設けるようにという指導は徐々にはあるのですけれども、現在のところ、まだ町単独事業、建築に関しての町単独事業については、当町では最低制限価格、一律にはまだ設定しておりません。したがって、入札をいたしますと、かなり安い値といたしますか、低い価格で落札がされるというような形になる場合もあります。それがこの文化会館、歴史資料館であり、陸上競技場であるというようなことというふうに分析をしております。ですから、例えば10億円という設計をして、予定価格を設定したとしても、5億円あるいは6億円というような落札になりますと、差額の4億円、5億円というのが入札残として出る、それを今回減額させていただいてるところでございます。繰越しにつきましては年次割をしておりますので、その年次割の今年度の分が種々の事情により執行できなかったということで来年度に繰越しをすると、そういう形を取っておると、それが今回の補正であるというような内容でございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 繰越しにつきましては、よく分かっておりますけれども、建築の設計のほうではそういう大きな乖離というのも珍しくないのですかね。施工監理のほうでしっかりと知っていたかかないと、大きな額の減額もあるということは、それだけ当初の設計と変わってきているとか、材料から何から、施工の方法とか、材料とか、それに関わってくる人数とか、いろいろな部分で変わってきていると思うのですね、減額の対象として。それに対して、しっかりと管理をお

願いたいというのはですけども。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（柴藤雅雄） 施工監理と入札差額というのは、ちょっと意味合いが違うんですけども、入札でもって、入札でもってというのですか、札を入れられて、この金額でやりますというような内容で、もちろんそれでできるかどうかという精査はさせていただきますけれども、それでできるということで契約をいたしますので、あと施工監理については十分にさせていただきますけれども、あくまでもこのたびの補正の減額というのは入札の差金であるという理解をお願いしたいと思います。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

吉田智子議員。

○吉田智子議員 予算書の38ページの款3民生費、項2保育所費、目2保育所費の節1報酬と節3職員手当等、それから46ページ、款10教育費、項2小学校費の目2教育振興費の節1報酬と節3職員手当等、あと、その下の款10教育費、項3中学校費の目2教育振興費の節1報酬と節3職員手当等、それから48ページの款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費の節1報酬と節3職員手当等、これいずれも減額になってるのですけれども、こちらが減額となった理由をお願いします。最近、こここのところ職員とか保育所の先生方の採用難ということも世の中では言われていますので、子供たちに十分な先生方がついて指導ができていいのかという点がちょっと気になりますので、そのあたりを中心に、減となった理由を御説明いただけたらと思います。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 先ほど御質問いただきました件をまとめて答弁させていただきます。

先ほどおっしゃいました保育士、それから幼稚園教諭、この部分につきましては、おっしゃるとおり、採用難につきまして、本来ですと採用したい人数、会計年度任用職員ですけども、こちらのほうが応募者がいないということで採用できておりません。その分の差でございます。

それから、小学校費、中学校費につきましては、スクールアシスタントの報酬、それから職員手当の減ですけども、こちらにつきましては、雇用しております職員の働き方といいますか、扶養の範囲でという部分がありましたので、こちらの小学校費、中学校費につきましては、その分に係る減でございます。

それと、先ほど十分な保育ができていいのかというところでございますが、こちらのほうは正規の職員、それから資格を持っております会計年度任用職員というのは雇えておりませんが、それを補助する、例えば何かの準備をするとか、そういった部分で、資格がなくてもできるような会計年度任用職員を任用いたしまして、教諭の補助という形でやっておりますので、今のところは——十分なのというのがどの程度かというところにもよりますが、できる範囲で対応はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑ありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほど質問がございました——予算書の50ページ、款10教育費、項5社会教育費、目7会館管理費と目8歴史資料館費に上がっております文化会館大規模改修工事費減額、それから歴史資料館大規模改修工事費減額ということで、その減額の理由については先ほどよく分かったのですけれども、繰越明許費のほうの、説明資料の5ページのところには、新たに劣化箇所が判明したことに伴い施工方法の再検討・調整に時間を要しとありますけれども、これについ

ては——確認ですが、工事に入る前の話として書いておられるのか、実際こういったことが今起こっていて、延びてるのかどうか、その状況について御説明をお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） この部分ということではなく、全体として御説明させていただきたいのですが、文化会館、今見ていただきましたら、大きく足場を組んでございます、外ですね。文化会館、あれだけの大きな建物ですので、当初は外壁のひびですとか割れ、それから落下についた部分につきましても目視という形でおおむねの、これぐらいの割合でというところがあったと思うのですが、それを全部たたいて確認してというような作業もありましたし、それから屋根の部分につきましても、あれだけ高い屋根ですので、足場を組んで初めて一番上まで上がったというような状態もありますので、そういった部分で全体として足場を組んでみないと内部につきましても分からなかった部分とかが出てきましたので、そのあたり全体含めまして確認に時間を要したというところでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ありがとうございます。

そうしますと、一応工事に入ってからそれが分かってという状況は今分かったのですが、これを受けまして、来年度繰越しをされますけれども、工期とか、あるいは経費に関して変更はございませんか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 工期につきましては、予定どおり来年度中に完了する予定であります。ただ、経費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、新たに検査をしてみ分かった部分、それから開けてみて分かった部分というところがありますので、多少の経費の変更、変更契約が必要になってくるかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 先ほどの款10教育費、項5社会教育費、目8歴史資料館費の節14工事請負費の関係で、入札残がたくさん出るというお話を聞きまして、先ほど副町長の答弁でいくと、建築工事については最低制限価格を決めてないというお話がありました。たしか20年ほど前だったと思うのですが、いわゆる公共工事の品質確保の促進に関する法律というのができまして、要は一定の品質を保つためにはある程度の価格を保証しないと品質が保てないという法律ができたかと思うのです。公共工事には土木工事のほかに建築工事であるとか、あるいは電気工事であるとか、機械設備工事とか、いろんなジャンルの工事があろうかというふうに思うのですが、私は公共工事の品質確保の促進に関する法律というのは全て適用されるというふうに理解しとったのですが、その辺認識の違いがあったら指摘していただきたいのですが、ぜひ建築の分野について、先ほど施工監理の面じゃなくて、要は品質を確保するためには最低これぐらいの金額が要するというのは当然要るんじゃないかなというふうに思うのですが、その辺の国の指導なり、あるいは市町村で最低制限価格を設けるか設けないかというのを委ねられているのであれば、その辺答弁していただきたいのですが、品質管理の面からちょっと確認をしたいと思っておりますので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） お答えいたします。

公共工事の品質の確保につきましては、今議員がおっしゃったとおり、法律等もございます。ただ一方で、それを必ず守らなければいけない、最低制限価格ですとか、あと低入札価格調査制度とか、いろいろございますけれども、そういったものを必ずしもつけなければいけないということではなくて、そこにつきましては各地方公共団体の判断に委ねられている部分もございます。品質の確保につきましては、施工監理とはまた別だというお話もあったのですけれども、一方で我々としましては、施工監理あるいは完了検査、工事執行中の現場確認等々で現在はしておるところでございますが、入札制度の面から品質確保につきましては、これ今の状態がベストということではなくて、日々研究はしていきたいとは考えておりますので、そういった研究は進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今の話ですと、要は地方公共団体に最低制限価格をつけるかどうかは任されているというか、地方公共団体の判断によるというふうに聞こえるのですけれども。じゃあ、太子町については、土木工事の金額にもよるのだと思うのですが、基本的には土木工事は公共工事の品質確保の促進に関する法律の適用になってる。それ以外に、例えば建築、電気設備、機械設備等々の公共工事があるかと思うのですけれども、その辺のジャンルごとに要は公共工事の品質確保の促進に関する法律の適用を受けてる分野と受けてない分野というのを、そこらあたりは明らかにしていただけたらありがたいのですが、どうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） 当町の運用、現在行われてる面で申しますと、御指摘のとおり、土木工事につきましては、最低制限価格をつける形での品質の確保等を図っておるところでございます。建築工事ですとか、あと例えばメンテナンス系ですとか、役務系もそうですけれども、そういったものそれぞれについて最低制限を使うか、低入札価格を使うか、あるいは施工監理で確認するか、そういった手法につきましては、これは——繰り返しの答弁になって恐縮ですが——各地方公共団体の判断で適宜選ぶものというふうに認識をしております。その中で、土木につきましては現在最低制限価格を運用することを主にやっておりますが、今後につきましても、やはりダンピングの防止ということは社会的な情勢として議論になっておりますので、現状の状態だけではなくて、見直しをしていきたいということが現在の当町としての考え方でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 2点ばかりお願いします。

まず、歳入の22ページの款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金の節1農業費補助金、この中で多面的機能支払交付金追加というのと、あと、その一番下に農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金減額というのが出てますが、この多面的機能支払交付金の中にも長寿命化というのがあるのですが、それと、その下の農業水路等長寿命化の違いがよく分からないのと、それと、その一番下の500万円減額ということは、これもともと当初予算が500万円だったのが、計画変更か何かによってこれを使わなくなったと思われるのですが、その辺の背景を説明願います。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） まず、1点目の多面的機能支払交付金の追加でございます。これにつきましては、国の補助金の内示が追加で示されたことによって拡充するものでございます。

続きまして、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金の減額ということで、500万円上げさせていただいておりますが、この分につきましては、当初福井大池ほか改修工事の実施設計委託を県のほうに要望してございました。この長寿命化というのは、多面的の長寿命化とは全く違う性質のものでございまして、福井大池の棧橋の護岸のほうが崩れかけておりますので、それに伴う県のほうで補助金をいただいて事業施行しようというふうに考えてございましたが、県の採択にならなかったということがございまして、今回町単費で行った末、この分を削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第4号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（首藤佳隆） 日程第3、議案第4号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本順久議員。

○山本順久議員 10ページの歳入のことについてちょっとお伺いをします。

10ページの款1 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節2 特別交付金の一番上の段ですが、保険者努力支援制度交付金追加、これ交付金の決定ということの説明があったのですが、こちらの支援金というのは、市町村が医療の適正化、健康増進のためにいろんな事業されて、例えば特定健診等受診率のアップであったり、糖尿病の重症化を防ぐ取り組みであったり、そういう取り組みをされた場合に、評価を受けて交付される交付金だと思うのですが、今回これ増額になってるのは、令和7年度の事業に対するの評価であるのかというのがまず1点。

もう一点は、先ほど申しましたが、糖尿病の重症化予防の取り組みでありますとか、この査定をされるに当たりまして、ジェネリック医薬品の使用量であったり、保険料の徴収率だったり、いろいろな項目があるのですが、どの項目がよくてこういういい査定を受けたのか、それを質問いたします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） お答えいたします。

まず最初に、ちょっと1点説明させていただくのですが、この保険者努力支援制度交付金追加

886万2,000円、それから、その下の特別調整交付金減額536万2,000円、この下側の特別調整交付金につきましては、令和7年度から上の保険者努力支援制度交付金と一本化されております。ですので、上の努力支援制度交付金のほう800万円ほど増になっているのですが、実際のところ350万円ほど増えてるといようなことになるのです。先ほどお問合せがあった内容なのですが、これにつきましては、令和7年度事業について、国保データベース等を活用した特定健診の未受診者とか、生活習慣病の重症化リスクの高い方とか、医療機関未受診者とか、受診されてたけれども中断されてた方という方の受診勧奨のほうを進めたということで、増えておるとおられます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 予防に対する重症化を防ぐとか、そういうことに町のほうでも力を入れていただいて、その結果としてこういう交付金をいただいておりましたので、今後も引き続き予防に関して取り組んでいただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 資料の下のページ数で14ページですけれども、ここの款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、節18負担金、補助及び交付金と款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節18負担金、補助及び交付金、ここ2つ出ておりますが、上のほうの節18負担金、補助及び交付金でマイナス5,000万円、下のほうの節18負担金、補助及び交付金でプラス2,400万円になってますが、どちらも結構大きな変更なのですが、この辺の背景を説明願います。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） こちらにつきましては、まず1点目、目1一般被保険者療養給付費のほうの節18負担金、補助及び交付金の減額でございますが、こちらにつきましては、5,000万円落としておりますけれども、もともとの予算規模が1億円というようにございますので、伸びとか、そのあたり見ますと、昨年度と同程度と見込んでおります。若干その余裕を持っておりますので、落とすというところでございます。

それから、2点目の項2高額療養費のほうの節18負担金、補助及び交付金の追加でございますが、これにつきましては、昨年度より約1,000万円ほど伸びるような方向でございまして、もともと当初見込んでるものも少ない、それから余裕も見ないといけないというようなことで、2,400万円追加してございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第5号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(首藤佳隆) 日程第4、議案第5号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第6号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

○議長(首藤佳隆) 日程第5、議案第6号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第7号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(首藤佳隆) 日程第6、議案第7号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算

(第2号)を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第8号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第6号)

○議長(首藤佳隆) 日程第7、議案第8号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 この消費税がかなりの額、当初920万円ほどのやつが1,600万円以上増えている理由を説明願います。

○議長(首藤佳隆) 経済建設部長。

○経済建設部長(富岡泰造) 本補正予算は、当初予算に計上しておりました龍野線及び太子御津線、そして揖保線の配水管布設工事において、県道の道路工事に併せて工事を予定してございましたが、県の工事の進捗が大変遅延しておりまして、年度内の工事着手が見込めなくなったということで、当該工事を次年度に変更するものでございまして、水道事業会計は消費税の課税事業者でありますので、課税仕入れに係る消費税は仕入税額控除の対象となりますが、今回の工事の未執行によりまして課税仕入れ額が減少することから、控除額が当初見込みを下回る見込みとなりましたので、その結果、納付すべき消費税及び地方税の額が増加するものでございます。地方公営企業法及び関係法令に基づきまして、必要となる消費税を納付額として補正予算を上げるものでございます。

以上でございます。

○議長(首藤佳隆) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第9号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（首藤佳隆） 日程第8、議案第9号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第10号 備品購入契約の締結について（防災行政無線関係機器）

○議長（首藤佳隆） 日程第9、議案第10号備品購入契約の締結について（防災行政無線関係機器）を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 今回の備品購入契約については行政無線の関係機器ということで、保守点検の満了によってということだったかと思います。今回、機器更新されるわけですが、今後保守点検ということについては、やはり同じぐらい、5年間ぐらいという見込みですか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 今回、このシステムにつきましては、令和元年度に設置したものを7年目ということで更新をさせていただこうとしておるものです。このシステムにつきましては、業者のほうからも、部品供給の関係であるとか、そういったところもございまして、おおむね7年ということで聞いておりますので、次回も7年後ということをご想定しております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 今回は新しい機能としてLINE連携機能も追加した機器という説明があったかと思うのですが、こういったものというのはやはり同様に7年と考えてよろしいですか。先ほど間違えましたけれども、7年という説明でしたが、機器そのものについては、例えばそういったソフト面が変わったとしても、つまり更新は、更新というか、対応は今後も必要という認識でよろしいですかという意味ですが。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） このたびはLINEということで、災害から身を守るための方法が1つ拡充されたということでございますけれども、システムそのものについては変わりありませんので、7年更新ということで考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午前11時42分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第10 議案第11号 農村交流センターの指定管理者の指定について

○議長（首藤佳隆） 日程第10、議案第11号農村交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 この件ですけれども、1年前に上程されまして、そのときも指定管理ということで上程されまして、1年間の契約でやりましたと。今回は複数年の契約になっているということで、理由としては譲渡を見越してのことかと思いますが、考え方としてはその考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 企画政策課長。

○企画政策課長（山崎 将） お答えします。

当該施設につきましては、国庫補助を受けての整備した施設でございますので、国等と協議し、譲渡制限期間がございまして、その制限が建築後34年と規定されておりますので、その経過後、

令和14年3月末で地元へ譲渡する予定として協議をした結果でございます。その間、引き続き地元の原自治会へ指定管理をお願いするという事で、今回議案として上げています。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 売払いではなく譲渡ということなので、無償でお渡しされるのかとは思いますが、そこまでの、令和14年までの間は多分町が管理というか、修繕とかもしていくのではないかとこのように思うのですけれども、それまでの間に修繕等が発生しまして、それから譲渡するという事になると、譲渡するのが分かっているのに税金を投入するという形になるのは個人的にはどうかというふうに思うのですけれども、行政としてはどのようにそのあたりはお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 企画政策課長。

○企画政策課長（山崎 将） こちらの施設ですけれども、平成9年に整備した施設でございますが、当時、農林水産省所管の国の農村活性化住環境整備事業によります国庫補助を活用しまして、周辺地域、原、山田、天満山周辺で実施しました圃場整備に併せまして、周辺地域のコミュニティー施設の整備の位置づけで、この施設を町が整備したものでございますが、この整備に当たりましては、この建設用地、こちらにつきましては原の地元の所有地を提供していただきまして、あと原の自治会の自治会公会堂としての機能も併せ持つ施設としまして、当時の建設費用につきましては、原の自治会、あと地元の自治会の公会堂の整備に係ります町の補助金に国・県の補助金の交付を受けまして整備した施設でございます。国の補助対象となるためには、公の施設である必要があるということで、町の施設として整備したものでございます。建設当時から原の自治会の公会堂としての役割が大きく、管理につきましても地元の自治会に委託しておりました。平成17年の地方自治法の改正によりまして、指定管理者制度が導入されて以降、原の自治会を指定管理者に指定しまして、当該施設の管理運営を担っていただいております。建設当初から将来的な譲渡ということについて予定しておりまして、あと令和5年度の行財政改革の一環で、公共施設の適正化の一環としまして、当該施設につきまして地域への移管ということを進めていくことを町として決定したところでございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 企画政策課長。

○企画政策課長（山崎 将） 通常の指定管理者に軽微な修繕等については引き続きお願いしていくところでございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 課長、ちょっと質問の意図と違う答弁になってるので。

総務部長。

○総務部長（森 文彰） 今現在、指定管理者制度ということで、町と原の自治会のほうで結んでおりまして、この指定管理者制度の中では建物についての大きな修繕といえますか、ものにつきましては引き続き町が責任を持ってやっていくということで、本当に小っちゃい修繕とかは管理運営上のこととして原自治会のほうにさせていただくのですけれども、大きな部分については、先ほど申し上げたとおりで、そういった契約としておりますので、その修繕することにつきましては特に問題はないかと考えております。

大きな修繕につきましては、雨漏り等の修繕のほうを令和6年度に行っておりまして、それについてはもう終わっております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今の中裁議員の質疑に対する関連なのですけれども、要は6年後に譲渡するというのがこれで確定するというような話の今流れだと思っておりますけれども、それのときに、この6年間の間に修繕が発生した場合、要は譲渡するのがほぼ確定しているというものに対して公金を入れるのはどうなのかという質疑だったふうに私も感じました。その部分についてどうなのか。例えば自治会所有の建物等々については、その自治会が町の補助金をもらいながら修繕あるいは建て替えをするというようなことになるのだと思うのですけれども、そのあたりについて、どのようにこの建物については、農村交流センターについてはお考えなのかということを変更して明確に御答弁いただきたいと思っております。

○議長（首藤佳隆） 町長。

○町長（沖汐守彦） 前段として、農村交流センター、私が町長になってから雨漏り等の大きな修繕はもう既に完了しております。これが前提です。一応、私どもが所管している以上は、大きな修理については私どもが公金を入れて整備することについては仕方がないだろうと考えております。ただ、一般的な、ちょっとした壊れたり何かした単純なものについては自治会とも十分協議をしながら、公金を入れることの是非についても十分検討もしながら、あるいは自治会館の各種維持に向けまして補助金がありますので、そういうものが今使えるのか使えないのか、そういう部分についても今後研究を進めながら、総合的に無駄な経費がないように対応はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午前11時53分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第11 議案第12号 町道路線の認定について

○議長（首藤佳隆） 日程第11、議案第12号町道路線の認定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第12号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午前11時55分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午前11時55分)

○議長(首藤佳隆) 再開します。

間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

~~~~~

**日程第12 議案第13号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長(首藤佳隆) 日程第12、議案第13号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第13号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第13 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長(首藤佳隆) 日程第13、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第15号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午前11時58分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第14 議案第14号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(首藤佳隆) 日程第14、議案第14号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第14号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第15 議案第16号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(首藤佳隆) 日程第15、議案第16号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第16号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第19号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(首藤佳隆) 日程第16、議案第19号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第19号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時02分)

(再開 午後0時03分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第17 議案第17号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(首藤佳隆) 日程第17、議案第17号太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第17号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第18 議案第18号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長(首藤佳隆) 日程第18、議案第18号太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第18号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時05分)

(再開 午後0時06分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第19 議案第20号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長(首藤佳隆) 日程第19、議案第20号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第20号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は福祉文教常任委員会に付

託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時07分)

(再開 午後0時08分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第20 議案第21号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(首藤佳隆) 日程第20、議案第21号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第21号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時09分)

(再開 午後0時10分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第21 議案第22号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(首藤佳隆) 日程第21、議案第22号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第22号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時11分)

(再開 午後0時11分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第22 議案第23号 令和8年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長(首藤佳隆) 日程第22、議案第23号令和8年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第23号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、13人の委員で構成する令和8年度一般会計予算委員会を設置し、これに付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は13人の委員で構成する令和8年度一般会計予算委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和8年度一般会計予算委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、吉田智子議員、山本順久議員、玉田晶久議員、桑名幸夫議員、松浦崇志議員、出原賢治議員、森田哲夫議員、玉田正典議員、中薮清志議員、藤澤元之介議員、清原良典議員、中島貞次議員、堀卓史議員、以上13人を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました13人の議員を令和8年度一般会計予算委員会の委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時13分)

(再開 午後0時13分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に令和8年度一般会計予算委員会が開催され、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により、委員長に清原良典議員、副委員長に山本順久議員が選出されましたので御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第23 議案第24号 令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長(首藤佳隆) 日程第23、議案第24号令和8年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第24号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第24 議案第25号 令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長(首藤佳隆) 日程第24、議案第25号令和8年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第25号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第25 議案第26号 令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長(首藤佳隆) 日程第25、議案第26号令和8年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第26号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第26 議案第27号 令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算**

○議長(首藤佳隆) 日程第26、議案第27号令和8年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第27号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第27 議案第28号 令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算**

○議長(首藤佳隆) 日程第27、議案第28号令和8年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第28号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第28 議案第29号 令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算**

○議長（首藤佳隆） 日程第28、議案第29号令和8年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を議題とします。

本案については2月20日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第29号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第29 議案第30号 工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））

○議長（首藤佳隆） 日程第29、議案第30号工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第30号工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））について説明を申し上げます。

本件につきましては、陸上競技場の公認更新工事を進める中で追加施工が必要となった部分の精算を行うための変更契約であります。

陸上競技場の公認基準を満たすための必要最小限の追加工事を行ったもので、変更契約の金額につきましては、変更前の契約額2億1,841万500円に対し、今回444万6,200円を増額し、変更後の契約額は2億2,285万6,700円となります。

詳細につきましては教育次長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 議案第30号工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））について御説明申し上げます。

工事を進めるに当たり、下地等の調査を実施し、主に3点の工事を追加する必要性が生じたための精算に伴う変更契約でございます。

1点目としまして、材料のしみ込みを防ぐ目止め工の追加でございます。今回の工事に伴いまして、トラック走路及び半月円のウレタン舗装を切削しましたところ、経年劣化により下地が露出している部分が確認されました。これは、陸上競技場の供用開始から20年以上経過し、表層のウレタン層が場所によって薄くなったことが原因と考えられます。このまま新たなウレタン舗装を施しますと、下層のゴムチップ層が細かい穴がたくさん開いている多孔質であるため、材料が吸収され、層圧が不足し、将来的に剥離や凹凸が発生する可能性があり、公認基準を満たせなく

なる可能性が高くなるため、実施するものでございます。

2点目としまして、薄くなり強度が低下したゴムチップの補修工の追加でございます。これは、経年劣化により、表層のウレタン層の層圧や下層のゴムチップ層の強度が不均一となり、切削によって、ウレタン層だけでなく、劣化したゴムチップ層が部分的にめくれる事象が発生したため、ゴムチップを補修するものでございます。

3点目としまして、舗装の平坦性を確保する増し圧施工に伴うトラックウレタン塗装剤の増でございます。経年劣化によりまして、特に使用負荷の高い100メートル走スタート地点付近におきまして雨水がたまるへこみが生じております。これに伴い、平坦性を確保する必要が生じたもので、必要最小限の追加工事としまして、これらの工事等を実施したものでございます。

変更契約の金額につきましては、変更前の契約額2億1,841万500円に対し、444万6,200円を増額し、変更後の契約額は2億2,285万6,700円となります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 工事請負契約の変更ということで、先ほどもお伝えはしたのですが、ここまでやってきてる中で、これやんないというわけにもいかないと思いますし、実際に工事をする中でそういった変更点が出てくるというのは十分理解もできるところなんですけれども、ただ、やはりここに関しての工事費が大分投資をしているということと、追加がこれで2回目になるということで、本当に心配が優先されてしまうというふうにもなってきますので、そのあたり、今後そういった——先ほどと同じような形にはなりますけれども、工事をする際の——分かるのですけれども——そういうふうな提案があるということも分かりますし、追加でしなければならぬということも出てくるのは理解できるのですが、何度もそういうふうな形で追加追加となってしまうと、いかななものかというふうな感じにもなってきますので、そのあたりの今後の考え方と、あとトータルの予算、町の行政としての予算からすると、多分金額的にはそこまで大きな話ではないのですけれども、とはいえ、こんだけ町の予算も大幅に膨らんでる中で、やはり抑えないといけないところはあるかというところがありますので、すいません、質問というよりは、ちょっと意見になってるのですけれども、その中でこういった追加追加というのはどうかと思うのですけれども、そのあたりについては、今回こういった形にはなっておりますが、当初から分からなかったと言われれば、そうなのかもしれないのですけれども、分からなかったものなのかということ、あと追加追加というのはどうなのかというふうに私としては思うのですけれども、行政としてはどうなのかというのを確認したいと思います。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 2度の追加によりまして御心配おかけしましたこと大変申し訳なく思っております。今回、ゴムチップ層の露出などが起こりました原因といいますのは、やはり経年劣化というところが大きいところがございますので、切削してみないと分からなかったというところが原因と思っております。ただ、今回のような大きい工事になりますと、そこに至るまでに十分な調査はしてまいりましたが、それでもちょっと足りなかった部分があったのかもしれない。今後、またこういった工事を行うに当たりましては、十分設計の段階でそのあたりも予見するようなことができればと思いますので、そういった努力はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 何点か確認させていただきたいと思います。

参考資料のところを見ますと、目止め工の追加、ゴムチップ補修工の追加、それからトラックウレタン塗装剤の増という、ほかはあるのですけれども、目止め工という言葉はあまり聞き慣れない言葉なのですけれども、先ほど説明のあった、いわゆる空隙のある物質に対して、その空隙を埋めるような工事だというふうに理解をしますので、具体的には、多孔質、つまり穴がいっぱいあるような部分、その上に液体あるいは気体を押し込むことによって漏れてしまうというか、そういう意味で目止め工というのを使われているかというふうに思うのですけれども、この施工方法という、いわゆる膜みたいなものを張るのか、どういう中身が目止め工になるのかというのを確認したいのが1点目です。

それから、2つ目なのですけれども、この主に目止め工、ゴムチップ補修、あるいはトラックウレタン塗装剤の増というのが今回の変更箇所だと思うのですけれども、これらの工事は既に着手をしているのかどうか。契約は恐らく、今日可決したら、その後、3月の何日かに契約になるかと思うのですけれども、これらの工事は全て既に施工済みであるのかどうか、この点を確認したい。この答弁については、前回、一般質問のときに答弁を変更されたという経緯もあるので、要は施工済みか、施工中かということについては、もう休憩してもいいので、正確な答弁をお願いしたいというのが2点目です。

3点目なのですけれども、前回の会期中で変更契約がありました。いわゆる半月板の箇所であるとかに新たな工事を増加するという中身の変更だったかと思うのですけれども、そのときは、要は現地で高圧洗浄をかけたときに、いろんな材料の不具合があって、それを追加するんだということでの変更契約だったかと思うのですけれども、今回上がってるものが前回の要は高圧洗浄かけたときに分らなかったものか。その点も含めて、その3点を質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 1点目の目止め工につきましては、こちらは粘度、粘り気の高い、粘度の高い液体で施工するものでございます。

2点目のこちらのほうの工事が終わっているかどうかというところでございますが、既に施工済みでございます。

3点目、それから1回目の変更契約の時点での高圧洗浄によって引き起こされたものかというところでございますが、こちらにつきましては、1回目の変更契約は、高圧洗浄等を行うことによりまして舗装が剥離したりとかして、結局のところは、もう切削してオーバーレイ、もう一度やり直す方法しかないというところで、やり直したものでございますので、切削した時点で分かったものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 2点目のことについて、もう既にこれらの工事については終わってるという答弁だったので、契約前に――別にやるということに異論はないのですけれども、その前提として、要はこんな工事を指示しますという指示書が出てははずなのです。口頭で約束をして、変更契約をするということは恐らくないと思うのですけれども、指示書が出てくるのかどうか。もし出てるのであれば、その日付、何日付で出てくるものかという、この3点の追加工事についての指示書がいつの時点で発行されているのかというのを伺いたい。

もう一点は、高圧洗浄をかけたとき、つまり前回変更の原因になった日以降に今回のことが分かったという答弁だったかと思うのですが、それはそれでよろしいですか。その確認です。2点お願いします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 1点目につきましては、指示書で対応させていただいております。指示書は出ております。ただ、日付につきましては、少し確認をさせていただきたいと思います。

それから、2点目につきましては、変更契約後に切削をいたしまして分かったというところがございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午後0時35分）

（再開 午後0時35分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 申し訳ありません。指示書の日付につきましては令和7年11月14日付でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 11月14日付でこの3点の追加をしているということで理解してよろしいですか。それが1点。

それから、1回目の変更契約はたしか12月議会じゃなかったでしたか。12月議会ですよ。そうしますと、11月14日に指示書が出るものを、12月議会、つまり第1回変更で要は設計変更できなかつたのかどうか。要は1回目の変更契約で、これらの指示書が11月14日付で出てるのであれば、今回改めて2回目の変更契約をしているのですけれども、1回目の変更で、11月14日付の指示が契約の中に入り込まなかつたのかどうか、その点だけ確認をお願いします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 1回目の変更の時点でこちらのほうの変更契約も盛り込めなかつたのかというところがございますが、こちらのほうの補修に当たる部分が全体ではなく、切削したときに、言ってみたら、今回ウレタンが出てる部分ですとか、そういった部分を、ゴムチップ、出てる部分ですとか、そういったものが点在しておりましたので、そのあたりの工事の量と申しますか、そのあたりが確定しなかつたために額も確定できなかった部分でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午後0時37分）

（再開 午後0時38分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 指示書の日付につきましては、3点とも11月14日でありました。指示の内容につきましては概略の数量と概略の金額のみでございまして、実際には変更契約を行った部分につきましては切削をしてからで、そのほかの部分につきましては、そういった状況だということが分かっておりましたので、同じような状況であろうという判断でしております。日付のほうはそういった日付になっております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 工事の設計を起こす段階で分からなかったのか。教育次長の説明の中には水たまりのところがあるということで、それ以外のことは、最初に踏査選点、歩いて確認もしなければならぬのですけれども、その辺を怠っていたのか。教育次長の答弁はきっちりしとってんですけれども、教育委員会社会教育課が所管ということで、それだけでは絶対に施工、現場管理は無理やろなどは思いよったら、今まちづくり課の職員が入ってきてから、ああやっぱりなと思うたんやけれども。後の現場管理、工事中の現場管理、これは当然、今の姿を見ると、まちづくり課の担当者が確認しとると思うのですけれども、日々連絡はあるんか。それで、教育次長しかりしとってんやけれども、その辺は皆把握をしとってんか。その辺のことをちょっとお尋ねします。金額的には私は全く問題ないと思っております。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 日々の管理につきましては、先ほど議員おっしゃられましたとおり、まちづくり課の土木の担当の職員とともに当たっております。業者、それからまちづくり課、それから体育館、社会教育課長も交えまして、定期的な連絡会というのは開いておりますので、何か問題がありましたら、即対応できるような体制を取っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 1点だけ確認いたしますけれども、今の御説明で、実際施工を開始しないと分からなかった面があると。事前の調査、町としての調査は十分だったかどうかというところは、先ほど反省の言葉がございましたし、それはあるかと思うのですが、これは業者の方にとっても事前には分からなかったと言えるものですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今回変更させていただきました内容につきましては、切削、削ってみないと分からない、青い層があるのですけれども、その部分を削ってみて初めて分かったものばかりでしたので、業者にとりましても同じ状況といいますか、削ってみて初めて分かったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

3月3日から3月23日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、3月3日から3月23日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は3月24日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 午後0時45分)